(別紙3)番号法第9条第1項別表第1 (情報移転先の事務)

事務	項番	関係課	別表第一上の「事務」	別表第一の主務省令で定める事務を定める命令
争场	快田	因亦述	※番号法(平成26年7月17日公表)	(平成26年9月10日公布)
児童福祉	7	健康課、保健予防課	号)による里親の認定、養育里親の登録、 小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障 害児入所給付費、高額障害児入所給付費、 特定入所障害児食費等給付費若しくは障害 児入所医療費の支給、日常生活上の援助及 び生活指導並びに就業の支援の実施、負担	一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第一項の里親の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の一第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務 三 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更に関する事務四 児童福祉法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務五 児童福祉法第三十四条の十九の養育里親名簿の作成に関する事務六 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する事務
児童福祉	8	障害福祉課、保育課	障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は	- 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務二児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務三児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務四児童福祉法第五十六条第二項又は第三項の費用の徴収に関する事務
児童福祉	9	こども家庭課	児童福祉法による助産施設における助産の 実施又は母子生活支援施設における保護の 実施に関する事務であって主務省令で定め るもの	
予防接種	10	保健予防課	号)による予防接種の実施、給付の支給又	- 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務 二 予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務 三 予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 四 予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 五 予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務
身体障害者福祉	11	障害福祉課	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二 身体障害者福祉法第十六条第一項又は第二項の身体障害者手帳の返還に関する事務 三 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第九条第一項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 四 身体障害者福祉法施行令第九条第二項若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 五 身体障害者福祉法施行令第十条第一項又は第三項の身体障害者手帳の再交付に関する事務

身体障害者福祉	12	障害福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	<ul><li>身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供又は同条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務</li><li>身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務</li></ul>
精神障害者福祉	14	障害福祉課	(昭和二十五年法律第百二十三号) による 診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請	一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十七条第一項又は第二項の診察に関する事務 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の四の退院等の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十条の仮退院の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第四項の都道府県知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条の二第一項又は第三項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する法律第四十五条の二第一項又は第三項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第七条第一項の精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第七条第二項若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第九条の障害等級の変更
生活保護	15	社会福祉課	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立 給付金の支給、保護に要する費用の返還又 は徴収金の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	による保護の変更に関する事務 四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務
地方税	16	納税課、 市民税 課、資産 税課、保 険年金課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の 賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務

				一 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第十六条第一項若しくは第二
				十八条第二項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその
				申告に対する応答に関する事務
				おいて準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項
				の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に
				対する応答に関する事務
				三 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収に関する事務
			   公営住宅法による公営住宅(同法第二条第	四 公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において
		建築住宅		準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、そ
市営住宅	19	課		の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
			令で定めるもの	五 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実
				についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
				六 公営住宅法第二十七条第五項若しくは第六項の事業主体の承認の申請の受
				理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
				七 公営住宅法第二十九条第一項又は第三十二条第一項の明渡しの請求に関する
				事務
				プング 八 公営住宅法第二十九条第五項の家賃の決定又は同条第六項の金銭の徴収に関
				する事務
				カ. 公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事
		保険年金課		一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による被保険者に係る申
				請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申
				請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
				コ 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標
	30		国民健康保险法 (昭和三十三年法律第百九	準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標
国民健康保				準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除
険			の徴収に関する事務であって主務省令で定	
			めるもの	No.
				四 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
				五 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務
				六 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の
				賦課に関する事務
				<ul><li>国民年金法による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関</li></ul>
			号)による年金である給付若しくは一時金	する事務
国民年金	31	保険年金	の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金	二 国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為(以下この号及び次号
		課		において「申請等」という。)に係る事実についての審査に関する事務
				三 国民年金法による保険料の納付に関する処分に係る申請等に係る事実につい
			あって主務省令で定めるもの	ての審査に関する事務
			知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三	一 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四の障害福祉
知的障害者福祉			知的障害有福祉法(昭和二十五年法律第二 十七号)による障害福祉サービス、障害者 支援施設等への入所等の措置又は費用の徴 収に関する事務であって主務省令で定める	サービスの提供に関する事務
	34	障害福祉		【二 知的障害者福祉法第十六条第一項の障害者支援施設等への入所等の措置に関 ┃
	34	課		する事務
			もの	三 知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務
				四 国民年金法による保険料その他徴収金の徴収に関する事務

				(c)
				一 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において
				準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収に関する事務
				二 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二
				項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請
				に対する応答に関する事務
				三 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家
				賃若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又
				はその申請に対する応答に関する事務
				四 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第
				一項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込
				みに対する応答に関する事務
				五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第
			住宅地区改良法による改良住宅(同法第二	一項の明渡しの請求に関する事務
				   六 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十四条の
		建築住宅		収入状況の報告の請求等又は同法第四十八条の条例で定める事項に関する事務
市営住宅	35	課		七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公
		<b>I</b>		営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)による改正前の公営
			めるもの	住宅法(以下この条において「旧公営住宅法 という。)第十二条第一項の家賃
			w 2 0 v	の決定に関する事務
				の次定に関する事務 八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧
				八 住宅地区以及広第二十八米第二項の規定によりその例によることとされる旧 公営住宅法第十二条第二項(旧公営住宅法第二十一条の二第三項において進用す
				る場合を含む。)の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る
				事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
				九 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧
				公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務
				十 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧
				公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の
				割増賃料の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその
				申請に対する応答に関する事務
	36の 2	防災安全課	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百 (13)	十一 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる
被災者台帳			次音対象基本法(四和二十八千法律第二日 二十三号)による被災者台帳の作成に関す	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第九十条の三第一項の被災
恢火 自口 恢			ーーーラーによる仮火有ロ版のTF成に関する る事務であって主務省令で定めるもの	者台帳の作成に関する事務
	37	こども家	る事物でありて土物目市で定めるもの	
			児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査
				又はその請求に対する応答に関する事務
				二 児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務
				三 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係
児童扶養手				る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
当		庭課		四 児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実
				についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
				五 児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審
				査又はその届出に対する応答に関する事務
				六 児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出
			老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三	一老人福祉法(昭和三十八年法律第古三十三号)第十条の四又は第十一条の福
老人福祉	41	長寿社会		祉の措置の実施に関する事務
ンハ田正	71	課	号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	二 老人福祉法第二十一条の費用の支弁又は同法第二十八条第一項の費用の徴収
			, cfm (w) (Lm en (Lw o o)	に関する事務
母子及び父 子並びに寡 婦福祉				一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十三条
			母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十	第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条若
		こども家	九年法律第百二十九号)による資金の貸付	しくは第六条の資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査
	43	庭課	けに関する事務であって主務省令で定める	又はその申請に対する応答に関する事務
			けに関する事務であって土務省令で定める もの	二 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十五条第二項(同法第三十一条の六第五項
			<del>-</del>	において準用する場合を含む。)の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実
				についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
母子及び父		こども家	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条(同法第三十一条の十において読み替
子並びに寡	45	ことも家   庭課	金の支給に関する事務であって主務省令で	えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実
婦福祉		<u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	定めるもの	についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

				性別旧会社業エソ笙の十級に関すて法体(877年-1--1)
特別児童扶 養手当	46	こ <i>ど</i> も家 庭課		一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号) 第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求 に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書に関する事務 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十三条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(特別児童扶養手当に係るものに限る。) 六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出にがする応答に関する事務
特別児童扶養手当	47	障害福祉課	よる障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。) 附則第	一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(障害児童福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。) 三 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
母子保健	49	健康課	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	一 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 二 母子保健法第十一条の新生児の訪問指導の実施に関する事務 三 母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 四 母子保健法第十五条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 五 母子保健法第十六条第一項の母子健康手帳の交付に関する事務 六 母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 七 母子保健法第十八条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ハ 母子保健法第十九条第一項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務

児童手当	56	こども家 庭課	児童手当法による児童手当又は特例給付 (同法附則第二条第一項に規定する給付を いう。以下同じ。) の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	一 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)若しくは第二項の児童手当若しくは特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。)の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務二、児童手当法第九条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務三、児童手当法第十二条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務四、児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務五、児童手当法第二十八条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 六、児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
後期高齢者医療	59	保険年金	期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるも	一 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務  二 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。)  三 高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務  四 高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務  五 高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務  五 高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務

		1		
				一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
				特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項若しくは第三項の支援給付
				若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給の実施又は中国残留邦人等の
				円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が、アポートを対けてアートトロックにはいって「アポートを対する法律の一部を改正する法
				律(平成十九年法律第百二十七号。次号において「平成十九年改正法」とい
				う。)附則第四条第一項の支援給付の支給の実施に関する事務
				二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
				特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項(同法第十五条第三項及び
				平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条に
				おいて同じ。)の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第
			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに	一項の開始若しくは同条第九項の変更の申請の受理、その申請に係る事実につい
			永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶	ての審査又はその申請に対する応答に関する事務
中国残留邦		社会福祉	者の自立の支援に関する法律による支援給	三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
人等支援	63	課	付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人	特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例による
			等支援給付等 という。)の支給に関する	こととされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職
			事務であって主務省令で定めるもの	権による変更に関する事務
				四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
				特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例による
				こととされる生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務
				五中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及びは京田の大きの日滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
				特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例による
				こととされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務
				六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定別個者の自立の土壌に関する法律第一四条第四項の担定によれるの例による。
				特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例による
				こととされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの登場との登場(同注第七十八条の二第、項又は第二項の登場をの登場を会
				の徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含  +、)に関する事務
				む。)に関する事務
				一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による被保険者に係る届出の受
				理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
				二 介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げ
				るものを除く。) - 人業/1921年1月8年 - 日の人業公社 日8年-日のマサ公共7月8年-
				三 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三 号の市町村特別給付の支給に関する事務
				ちの川町村村が相対の文和に関する事務   四 介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護
				四
				受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事
			介護保険法(平成九年法律第百二十三号) による保険給付の支給、地域支援事業の実 施又は保険料の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの	文任、ての中語に依る事実にプいての番直又はての中語に対する心管に関する事務
				<sup>175</sup> 五 介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援
				五
				請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関す
				る事務
		介護保険		六 介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更
介護保険	68	課		申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関
				する事務
				プラデック 七 介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十
				条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実につい
				ての審査又はその申請に対する応答に関する事務
				八 介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務
				九 介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止めに関す
				る事務
				十 介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の
				特例に関する事務
				十一 介護保険法第百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の
				賦課に関する事務
				2 前項第二号、第三号(介護保険法第十八条第二号の予防給付に係る部分を除
				く。)、第六号、第七号(同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例に係
				る部分を除く。)及び第八号から第十号までの規定は、健康保険法等の一部を改

被災者支援	69	防災安全課	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支 給に関する事務であって主務省令で定める もの	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務
感染症	70	保健予防課	感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律(平成十年 法律第百十四号)による入院の勧告若しく は措置、費用の負担又は療養費の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十九条第一項又は第二十条第一項(これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の入院の勧告に関する事務 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第三項又は第二十条第二項(これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の入院の措置に関する事務 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
健康増進	76	健康課	健康増進法(平成十四年法律第百三号)に よる健康増進事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの	健康増進法(平成十四年法律第百三号)第十七条第一項又は第十九条の二の健康 増進事業の実施に関する事務
特別障害給付金	83	保険年金課	特定障害者に対する特別障害給付金の支給 に関する法律(平成十六年法律第百六十六 号)による特別障害給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十八年法律用百六十六号)第六条第一項若しくは第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による受給資格者証に関する事務 三 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第八条第一項の特別障害給付金の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十七条第一項若しくは第二項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
障害者自立支援	84	障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律(平成十七年法律第百 二十三号)による自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六条の自立支援給付の支給に関する事務 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条又は第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務

子ども・子育て支援	94	保育課	子ども・子育で支援法(平成二十四年法律 第六十五号)による子どものための教育・ 保育給付の支給又は地域子ども・子育で支 援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 二 子ども・子育て支援法第二十二条の届出に係る事実についての審査に関する事務 三 子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更に関する事務 四 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務 四 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務 五 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務 六 子ども・子育て支援法第三十条の五第一項の施設等利用給付認定に関する事務 七 子ども・子育て支援法第三十条の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 ハ 子ども・子育て支援法第三十条の七の届出に係る事実についての審査に関する事務 ハ 子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更に関する事務
				の変更の認定に関する事務 十一 子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消し に関する事務 十二 子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する
難病の患者 に対する医 療	98	保健予防課	難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号)による特定 医療費の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	■ 整 ( 同条第三号ロに担げる ± のに限る ) 一 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務  二 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務  三 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条の特定医療費の支給の調整に関する事務  四 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十三条第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務